

# 史料紹介 木下広次の「在仏雑記」と木下助之宛書簡 (1876年7月22日)

富岡 勝\*

“Essays on staying in France” by Hiroji Kinoshita and  
the letter from Hiroji Kinoshita to Sukeyuki Kinoshita

(TOMIOKA Masaru)

## 1. 史料解説

### (1) はじめに

第一高等中学校長の木下広次〔小吉郎。嘉永4年（1851）生まれ、1910年没〕は1890年2月24日、本郷向が丘の新校地に東西二寮が完成した際に行われた演説で、「従来干涉の制を廃し諸氏をして自ら治めしめんとす」<sup>1</sup>と寄宿舎自治を許可した。これは旧制高等学校教育に大きな影響を与えることになった事件ともいえる。しかし、木下がなぜ寄宿舎自治を許可したかについては不明な点がある。これより約1年半前の1888年10月に第一高等中学校の教頭として赴任した直後に木下が行った演説<sup>2</sup>では、生徒全員を入舎させる構想を発表して寄宿舎重視の姿勢を鮮明にしながらも、寄宿舎自治のことは述べていないからである。

この問題をめぐって、寺崎昌男、関之、宮坂広作などによって検討されてきた<sup>3</sup>。本史料紹介の筆者もこの問題に関して、第一高等中学校の校内史料、帝国大学の史料、文部省関係の史料などを使って再検討を行っているところである<sup>4</sup>。

木下広次関係の史料群としては、1890年代以降の史料を主とした京都大学大学文書館所蔵の木下広次関係資料<sup>5</sup>が広く知られており、これに加えて、第一高等中学校在職中の史料を中心とした東京大学駒場博物館所蔵の第一高等学校関係資料中の木下関係資料がある。さらに、広次の実父である木下鞆村（宇太郎、真太郎、業広、犀潭）、叔父・養父である木下真弘（小太郎、梅里。内務省などに勤務。「新旧比較表」<sup>6</sup>などの著者）、叔父の木下助之（徳太郎。熊本県会議員・幹事、衆議院議員）、義兄井上毅（木下鞆村の弟子であり、広次の姉である鶴と結婚。大日本帝国憲法や教育勅語の起草者の一人。文部大臣）などの人物との交流に着目することで

---

\* 近畿大学教職教育部准教授

新たな史料が見つからないだろうか、と考へて筆者は熊本県内に残された史料を中心に調査を行っている。

今回、この調査で目にすることのできた二つの史料を紹介する。第一の史料は、木下広次が司法省から派遣されてフランスのパリ大学法学部に留学<sup>7</sup>(1875年11月パリ大学入学、1879年11月卒業)している最中の1876年12月に書いた「在仏雑記」(熊本県立図書館所蔵)であり、第二の史料は、広次が助之に宛てて1876年7月22日に書いたと推定される書簡(玉名市歴史博物館ころピア所蔵)である。

## (2) 「在仏雑記」について

1876年に書かれたパリ市街・市民生活、農地・農民生活などに関する具体的な観察が盛り込まれた記録である。広次が何に注目したかを今後詳細に検討していくことで、広次の考え方を読み取るためのヒントが得られるだろう。

これを読み進めるうちに一つの疑問が生じた。パリで下宿生活をしていた広次がパリ市街や市民生活についてだけでなく、農地や農民に関して更に詳しい観察を行っている点についてである。法学を学ぶために留学している広次がなぜ農地について細かく記述しているのだろうか。末尾に次のように書かれているのを読んで、その疑問は解決した。

広次出立ノ節伊倉叔父様ヨリ仏国ノ地質其他ノ模様等見聞ノ次第有之  
報ヘキ旨被仰付候間此一再ハ伊倉ヘ御廻シ被下度奉願候

つまり、熊本県の伊倉に住んでいた叔父助之から、フランスの地質などについて調べて報告するようにとの依頼があり、この依頼に答えることが「在仏雑記」の目的の一部であったのである。宛名が書かれておらず、封筒も残っていないため詳細は不明だが、広次の叔父・養父の真弘か、兄重三に宛てて送付された後、助之のもとへ回送されてきたと考えられる。この史料は、助之の孫にあたる劇作家の木下順二によって寄贈された旧玉名郡伊倉の木下家関係資料の一部として玉名市歴史博物館ころピアに保存されている。助之のもとに回送されてきたものが、伊倉の木下家に残されていたものであろう。

内容は、おおむね以下のように整理することができる。前半はパリの市街や市民について書かれ、後半は「田地」の副題が付され、フランスの農村の地質・農法・農民などについて記さ

れている。「田地」以外は史料中に小見出しは書かれていないが、筆者が内容を見ながら項目に分けて整理した。史料は全10枚が袋綴じになっているので、各項目の史料上の位置を、「1丁表」「1丁裏」というように示しておいた。

「在仏雑記」の内容構成

前半 パリの市街と市民		史料中の 位 置	後半 田地（フランスの農村と農民）		史料中の 位 置
①	気候	1丁表	①	パリ近在の地質と農法	6丁表
②	城塞	1丁裏	②	農民の迷信	7丁裏
③	地下	1丁裏	③	小作人	8丁表
④	名所・記念建築	1丁裏	④	市場	8丁裏
⑤	市街の清潔さ	2丁表	⑤	日本の農地との比較	9丁表
⑥	街頭の張紙	2丁裏	⑥	フランス北部の農地と農民	10丁表
⑦	市中の往来	2丁裏	⑦	その他	10丁裏
⑧	住居と生活習慣	3丁表			
⑨	教育の普及状況	4丁表			
⑩	家庭内の男女	4丁裏			
⑪	宗教	5丁表			
⑫	貧富の格差	5丁裏			

「市中の往来」「住居と生活習慣」「農民の迷信」「フランス北部の農地と農民」の箇所では、広次が実際に足を運んで調査した結果や、フランス人の知人に尋ねた内容などが盛り込まれて、記述が特に具体的になっている。また、随所に人数や面積などの具体的な数字が記述されている。当時、熊本県会議員を務めていた叔父助之のための資料を提供したいという目的があったためだろうか、単なる見聞記ではなく実証的な態度で記録されたことが伺われて興味深い。

パリ大学での広次の法学の勉学内容については言及されていないものの、フランスの教育一般についての記述は具体的である。例えば以下のような記述から、広次がパリで法学を学んでいる頃からすでに教育についての関心が高かったと推測できる。

当国文明ノ中央ト称スレトモ一般ノ教育ハ甚遍ラス貧富ノ差教育上ニ関係アル甚シ巴里府人口百八十二万余中ニ読ムコ記クコトヲ知ラサル者三十三万三千百十人単ニ読ムコトヲ知テ書クコトヲ知ラサル者三万八千人余ナリ

今後、実父の木下韃村、叔父・養父の木下真弘がともに私塾での教育に力を入れたこととも関連させながら、広次の教育観について具体的に検討していく必要があるだろう。

「書生ハ惰怠ノ徒多シ、就中法学医学生ヲ以テ最トス」とフランスの学生たちの様子を述べている箇所は、後年の広次が帝国大学法科大学教授・第一高等中学校校長・京都帝国大学総長として日本の大学生や高等中学校生たちの風紀・徳育面の教育に強い関心を払うようになったことの背景を探る上で、参考になりそうである。

次の箇所では、フランスでは教育上の罰が厳しすぎることで子どもたちの反発が生まれやすくなっている、という観察が記されている。後年、第一高等中学校長として寄宿舎の自治制を許可した木下の基本的な教育観の一端を知ることができるだろう。

子ヲ教戒スルニ鞭撻ハ上刑ナリ其次ハ食時ニ共ニ食セス其次ハ食後ノ菓子ヲ与ヘス親ノ子ヲ督責スル嚴密ナル故ニ子モ亦一般ニ不順ナリ考ルニ西洋ニハ孝子ナカルヘシ

なお、この史料の一部には現代から見ると不適切な表現も含まれている。しかしこの史料全体が、木下広次の原点を知る上で歴史的な意味をもつことを考慮し、全文を翻刻することとした。

### (3) 木下助之宛木下広次書簡(1876年7月)について

これは、助之の孫である木下順二氏から玉名市歴史博物館こころピアに寄贈された「木下家文書」に含まれていた史料である。同館より発行されている目録<sup>8</sup>によれば、この木下家文書は、玉名郡伊倉の木下家に関する史料で、書画429点以外の書類・書簡類などだけで1089点から構成されている。同館の完成以前には熊本県立図書館に木下家関係の別の史料が寄贈されているが、両館所蔵の史料を総合的に活用していけば、今後、さまざまな知見が得られることが期待される。

この書簡には、7月22日の日付が記されている。文中で、助之が東京から熊本に戻り熊本県会で活躍することへの期待が述べられている。助之が東京府を依願免官となったのが1876年1月、熊本に戻ったのは同年3月、熊本県会議員となったのも同年3月である<sup>9</sup>ので、この書簡は1876年7月22日に書かれたと推定できる。

この書簡で広次は、助之が熊本の県議員となることに大きな関心を寄せ、助之に対する期待を「赤心ヲ吐露」している。ここで広次が強調しているのは、「各人自治」である。国家の大計を図り、人民に責任を教えて幸福にするためには、「各人自治」が必要であり、県会が開かれた際には、「各人自治」の基となる「各邑自治」の確立に努めて欲しいと期待している。「各人自治」の基盤として「各邑自治」の確立を期待する、という発想は、のちの1890年に広次が校長として第一高等中学校生徒たちに寄宿舎自治を許可する際、生徒一人ひとりの「自重自敬」を促すために、寄宿舎内で生徒達が自治組織をつくるのを認めて、生活上の秩序については生徒自治を許可したこととどこかでつながっていったのかもしれない。また「各人自治ハ即チ孔子ノ修徳曾子ノ三省ニ外ナラス」というように、「自治」という用語を、広次が儒教的な語を使って説明しているところにも注目したい。

この書簡に見られる広次と助之との結びつきの強さは、広次帰国後の1882年2月、助之の娘お常と広次との縁談がまとまって助之の自宅で婚礼が挙げられた<sup>10</sup> ことにもつながっていったと想像できる。

#### (4) 木下助之について<sup>11</sup>

木下助之（文政8年（1825）～明治32年（1899））については、玉名市歴史博物館の森高清氏による年譜<sup>12</sup>があるので、これを参考にしながら助之の略歴を紹介しておきたい。

助之は、肥後国菊池郡の木下家の木下右衛門の四男として生まれた。長兄は、広次の実父で熊本藩時習館訓導などをつとめた木下韓村である。嘉永元年（1848）に玉名郡の南関手永の惣庄屋をつとめていた木下初太郎（国均）の養子となり、初太郎の補佐役となった。手永とは、近世に細川氏が豊前や肥後で設けた地方行政単位で、玉名の木下家が有力な庄屋であったことがわかる。

その後助之は、熊本藩から西洋銃の制作研究や櫛や紙・楮などの御用懸を命じられ、元治元年（1864年）には勘定所主幹にもなっている。慶応3年（1865年）には玉名郡内田手永の惣庄屋兼代官、明治元年（1868年）には南関手永惣庄屋兼代官に命じられている。学問の力も認められ、慶応4年（1868年）には時習館訓導助勤・学校方奉行触に任じられた。明治2年（1869年）には中小姓役吟味役となり、翌年には会計局主計に任じられて禄百石を賜った。明治3年には唐津藩に招かれて藩政改革に貢献している。

明治5年（1872年）には上京して、東京府八等出仕を命じられ、太政官・左院へ移った後、

1874年(明治7)には東京府大属・郷村取扱課長心得に任命され、東京府荏原郡等々力村(現世田谷区)の灌漑治水工事などで顕彰されている。

1876年(明治9)には東京府大属を依願免官となり、熊本に帰って熊本県第三小区議員、第七大区議員兼務、熊本県会議員兼務幹事となり、耕地改良や灌漑、水防に尽力した。

1879年(明治12)には、西南戦争で疲弊した民力回復と士族授産のために力食社を設立した。1880年(明治13年)には玉名郡長となり、1890年には衆議院議員に当選している。

助之に関して詳細に扱った研究論文として、池田勇太「明治初年における木下助之の百姓代改正論について」<sup>13</sup>がある。このなかで池田は、「明治維新における人民の参政という課題の登場が、西洋政治思想の翻訳・導入というだけでなく、儒教的な理想主義の側からも、廃藩置県後の自由の拡大を追いかけるかたちで模索された姿」として、助之の郷村編成構想、百姓代改正論、民会論を論じている。助之は1873年(明治6年)に太政官に百姓代公選についての建白書を提出するなど、郷村再編案を研究するだけでなく実際に建白も行っているとともに、養父初太郎と助之の日記<sup>14</sup>も残されていることから、地方自治の成立史を解明する上での手がかりを与える人物として注目されている。

ほかの助之関連論文としては、助之の地租改正論についてとりあげた丹羽邦男の研究<sup>15</sup>や、助之が幕末の銃砲製造に関与したことを紹介した箕田勝彦の研究<sup>16</sup>もある。

翻刻では原則として常用漢字を使用した。□は判読不能を示す。〔 〕内には、原史料の丁数や枚数などを示した。

## 2. 史料翻刻

### (1) 木下広次「在仏雑記」

#### 〔1丁表〕

在仏雑記<sup>明治九年</sup><sub>十二月</sub><sup>17</sup>

仏国巴里府近郡ノ氣候暑中四五日ノ間ハ熱氣時アリテハ三十八度ニ至リ殆ト我東京ノ如シ九月ノ末ニ至リ冷氣遽ニ加ル嚴寒ニハ零度以下十一二度ニ至リ府中ノ「セーヌ」河時アリテハ凍合シテ舟行停止ス併シ今年ハ于今氷雪ナシ氣候温和ナリ夏日尤モ永キトキハ朝二字半ニ東天白色ヲ帯ヒ午後九字過二人影ヲ弁セス冬日尤モ短キトキハ六字ニ曉ヲ覚ヘ午後四字半ニ瓦斯燈明ナ

リ十月ヨリ正月ニ至リ雨多シ我五月ノ梅雨ト一般平生霧氣アリテ二里ノ外ハ已ニ渺乎トシテ雲山ヲ弁セス冬ニ至リ尤モ甚シ時アリテハ里霧掩地寸歩ノ外瓦斯燈ノ光輝ヲ見ス<sup>去年</sup>二月我日本（以下1丁裏）ニテ見ル如キ太陽至テ稀ナリ

巴里ノ延<sup>カラホリ</sup>□我東京ニ比レハ甚狭シ繞スニ堞塞ヲ以テシ堞下ハ乾堀ニシテ堀ヨリ堞頭ニ至ル約ソ六七間ナルヘシ此堞ヲ以テ巴里府ノ境トス堞外一里或ハ半里衛要ノ知二十八塞アリ府ノ周圍ヲ護ル然シ府ト塞ト距離甚接近ナル故ニ先年戦争ノ比塞線内ノ食料ニテハ巴里ノ人民ヲ養フ能ハス依テ近年土功ヲ起シ城塞ヲ府ノ六七里外ニ築ケリ巴里諸方入口ノ市門ニハ税吏アリ入ル者ヲ監シ出ル者ヲ問ハス○巴里ノ地下ニハ別ニ一天地アリ暗黒ニシテ居人ナシ広サ殆ト巴里ニ均シク距今六七百年前ノ石礦ナリ当時ハ礦道ノ左右ニ数万ノ骸骨ヲ積聚ス蓋シ当国大變革其他ノ内乱ニ死タル者ノ余物ナリ○市街至ル所奇觀多シ寺院功碑博覽（以下2丁表）館等広大ヲ極ム今其一ニヲ挙クルニ「ワンドーム」ノ柱ハ高サ殆三十間孛魯士羅壘土利ト戦シトキ打取タル大砲ニテ造タルモノナリ記スニ北国処々ノ戦争ヲ以テス「パンテヨン」ノ寺院ハ英雄国事ニ死タル者ノ為ニ立タルナリ高サ六十五間余遠ク望メハ遙ニ雲際ニ聳ユ寺内ノ地底ニ洞アリ「ルーソー」ボルテール」クレベール」及其他ノ名将大家ヲ葬ル「凱□門」ハ仏軍兵士ノ為メニ立タルナリ此等ハ皆ナ一世祭前ノ遺物ナリ○一般市街清潔市中井ナク毎街毎家ニ湧泉アリ大抵街区広キ所ニハ<sup>東京ノ筋邊或ハ兩國ノ如キ処</sup>大湧泉アリ其数三十万余仙女掌上白雪ヲ飛シ遊漁口裏奔泉ヲ吐ク或ハ泉妖ノ角ヨリ出テ或ハ大蛇ノ尾ヨリ瀉ル巨街ト称スル処ハ兩側ニ印度栗ヲ栽ヘ夏日暑ヲ避ク街上一片ノ落葉ヲ見ス雨水ノ流通等我銀座ニ異ラス然シー（以下2丁裏）街一町モ席クニ石ヲ以テセサルナシ毎街夜十二字過キニ四五ノ馬車アリ載ルニ大桶ヲ以テシ通スルニ「ゴム」管アリ引テ每屋ニ至リ汚物ヲ取り去ル朝二字過キニハ毎街兩三人アリ街頭ヲ掃除スレハ曉ニ至リ又車アリ其掃溜タル物ト毎家ヨリ持出シタル庖厨ノ残物ヲ載セ去ル終テ一人アリ街頭ノ湧泉ヲ注キ街上ヲ清ム○每屋每壁官立私立ノ差別ナク大字ニテ「張札無用」或ハ「小便無用」ト記サ、ル所ナシ依テ此禁止ナキ処ハ芝居輕業ノ門札ヨリ諸品買売ノ門札官府ノ布令ニ至ル迄弥カニニ張付タリ○市中人民ノ来往殊ニ盛ナリ今広次ノ往スル街ニテモ一時間ニ馬車来往スルモノ四百五十輛<sup>内部表ニ記スル所</sup>内外其他ノ大街ハ之ニ倍ス陸ニ乗合馬車殆二千四百輛アリテ三十二ヶ所ニ分配シ五分字間毎ニ発車シ河ニ数百艘ノ（以下3丁表）乗合船アリテ上下スレトモ街上ノ行人雜□ス○巴里人口百八十二万五千九百八十人ニシテ家数僅ニ六万六千軒ナル故ハ家屋建築高突七層ヨリ五層ニ至リ一建築ノ家屋中等ナレハ百余人ヲ住シム此府ニテ自身ニ家作ヲ所持スル者殆稀ナリ一般会社アリテ建築シ借家トス一家内ノ借家料大抵一月十四五兩ヨリ三四十兩ハ中等ナリ尤モ

層ノ高低ニ因リ価均シカラス一階目ハ高価ニシテ五六階目ハ低価ナリ当時広次ハ中等ノ家内ニ寄留シ四層ニ住スレトモ尚上ニ二層アリ昇降甚面働ナリ尤モ難義ナルハ下女ノ水汲ナリ毎層毎家内尙ヒ相ヒニ住居スレトモ絶テ交通スルコトナシ毎層ニ通スル階梯ハ夜十二字迄ハ瓦斯燈之ヲ照ス級梯ヲ降レハ番人ノ部屋アリ大戸ノ開閉及ヒ書状ノ受取等ヲ司トル大戸ハ昼開夜閉ツ故ニ外人ノ訪者〔以下3丁裏〕ハ先一番ニ建築ノ番号ヲ認メ来リテ番人ニ問ヘハ番人「何某ハ何層目」タルヲ示ス因テ訪者ハ其層ニ上リ戸ニ鈴アリ之ヲ鳴セハ下女戸ヲ開ク右ノ如キ故ニ窃盜外憂等ハ我国ノ建築ニ比スレハ甚タ安心ナリ右ハ商人ノ外平人住家ノ模様ナリ家内ノ模様ハ客室一ツ寢室二ツ勉強室一ツ食堂一ツ庖厨一ツ位ナリ客室ニハ楽器名画額写真詩文ノ名籍草木ノ鉢植銅鉄ノ作物其他時計燭台等ナリ室内ニハ親友ト雖モ喫煙セス一体西洋之風ハ婦人ノ前ニ喫煙セス一般家内中等ノ暮シ方ハ一ケ月大抵三四五十兩ナレハ十分ノ暮シナリ一日兩食朝ハ唯茶ト麦餅ナリ賓客饗宴ハ晩飯ナリ我ノ如ク別ニ酒肴ヲ設ケス他人ノ見舞ヲ受ルニ每家定日アリ婦人ハ午飯迄ハ寝衣ノ俣ナリ午後着服スル故ニ他人ノ見舞ハ午後ヨリシテ〔以下4丁表〕夜ノ十二字ニ至ル声アル者ハ歌ヒ技アル者ハ樂ス其他將碁カルタ等ノ遊技物アラサルナシ広次毎度月曜日ニ見舞スル所アリ其家ニテ毎度百文二百文位ノ博奕ヲ始ルナリ西洋ニハ博奕ノ禁ナシ又我ノ如ク恥トセス唯一時遊興ノ具トス○当国文明ノ中央ト称スレトモ一般ノ教育ハ甚薄ラス貧富ノ差教育上ニ関係アル甚シ巴里府人口百八十二万余中ニ読ムコト記クコトヲ知ラサル者三十三万三千百人単ニ読ムコトヲ知テ書クコトヲ知ラサル者三万八千人余ナリ当国ノ文字ハ希臘羅甸ニ出ルヲ以テ少年輩学ハサル者ナシ尚我漢文字ト一般書生ハ惰怠ノ徒多シ就中法学医学生ヲ以テ最トス当国詩文ノ学盛ナリ文章家ト称セラル、者ハ名ヲ小説人情本ニ顯ス中ニハ実ニ名作ト思ル、モノアリテ世上ノ弊風国体ヲ論ス其名作ハ「アカデミー」之ヲ賞シ歌人ノヲ歌ヒ〔以下4丁裏〕芝居ニ之ヲ顯ス依テ上等ノ芝居場ハ文章ノ競ヒ所ナリ勸善懲惡ノ趣意ハ少シト思ハル当国ニテ一通リ教育ノ届ヒタル人ト云ヘハ先ツ讀書筆記容易ク出来テ中学校ノ免状ヲ得其他歌唱音楽踏舞或ハ画モ大概出来ル人ナリ故ニ男女共七八才ヨリ小学ニ入り讀書音楽ヲ学フ仏国ノ取長ハ法律文章ナリ道学雅楽天文ハ日耳曼ニ譲リ画ハ伊太利亞ニ譲ル○下等ノ家内ニハ男子ノ權強ク中等以上ハ婦人上位ヲ占ムモノ多シ子ヲ教戒スルニ鞭撻ハ上刑ナリ其次ハ食時ニ共ニ食セス其次ハ食後ノ菓子ヲ与ヘス親ノ子ヲ督束スル嚴密ナル故ニ子モ亦一般ニ不順ナリ考ルニ西洋ニハ孝子ナカルヘシ尤モ見苦シキハ金錢ノコトナリ親子兄弟ノ間一文一厘ノ差引勘定アリ良家ノ娘子ハ一人ニテ戶外ニ出テス一ケ月芝居ヲ踏マ〔以下5丁表〕サルコトアリ芝居等ハ上等ノ芝居ニ非レハ行カス併シ一度嫁入スレハ全ク自由ヲ得テ躍廻ルナリ故ニ当国処女ノ□ハ少ク有夫○女ノ□ハ一般流行物ト思ハル



当国大変革後議論一変シ宗旨勢追日テ衰フ今日ニ至リ有識ノ徒ハ教門ヲ誹謗シ之ヲ度外ニ付シ葬礼ニ平式ヲ用ユルモノ切々出来タリ然シ貧院病院小中学校ハ宗徒ノ領スルモノ多シ有識者ノ言ニ「西洋教門アル故ニ世ノ文明ヲ妨ル殊ニ甚シ日本ニテ上等ノ人ハ宗旨ノ信心ナシト聞ク實ニ文明ノ為メニ祝賀ス」ト尤モ馬鹿ラシキハ尼寺ナリ寺内多キハ二百人アリ此内ニハ成人ニテ入ルモノアリ幼少ヨリ入ルモノアリ或ハ十八年戸ヲ出テサルモノアリ大概年ニ二三人ハ馬鹿ニ成ルカ氣違ヒニ成ル由猶太教徒ノ如キハ他ノ教徒ト婚嫁セス○先年大敗ヨリ政府兵備ニ注意シ全国皆兵ノコトニ務メリ一抵平〔以下5丁裏〕人ノ兵士ヲ遇スル我東京ノ火消組ニ似タリ兵士等ハ實ニ文盲ノ者多シ士官ノ之ヲ遇スルハ犬ト同様ナリ○仏人ノ性質ハ輕躁ナリ中等以上ノ人ハ鄭重ナレトモ中等以下ハ殆ト野蕃ノ氣風アリテ文字礼節ヲ知ラス故ニ人殺追剥等ハ□シカラス此等ハ平生傭役ヲ以テ業トシ一時躁擾ノトキハ常ニ先導ナリ先年ノ内乱ニモ此徒ノ暴害尤甚シ殊ニ当国ノ政自由同等ニ基キ共和ノ名アレトモ富者常ニ上位ニ居リ貧者ハ殆ト擯斥シテ度外ニ付セシヨリ富貧ノ際相敵視シ富者ハ罪名常ニ輕ク貧者ハ重シ其他万事一定セス依テ例ノ共和激党ハ富貧ヲ一ニスルノ論ヲ出セリ彼等ノ論中ニモ大ニ取ルヘキ論アリ巴里ハ生計高直ノ地ニテ彼徒ハ終日ニ五六十錢ヲ得テ妻子ヲ養フ故ニ事アレカシト望ム勢ニテ中々教育ノ段ニハ〔以下6丁表〕至ラス女子ハ洗濯縫物飾物等ニテ生活スレトモ五十錢位ノ給金ナレハ僅ニ口ヲ糊スルノミ故大抵ハ遊女ニ變スルナリ故ニ巴里府遊女ノ多キハ驚クヘシ

#### 田野

巴里近傍高山ナク平野渺々周圍終ニ我菊池ノ妙見岡ノ如キモノアリ一般仏国ノ地質ハ剛堅名シテ之ヲ言ヘハ沙石ノ地ナリ依テ至ル所往々石礦多シ府下巨大ノ礦証トスヘシ其他周圍石礦多シ 地色ハ赤白混シテ水氣ヲ帶ヒ拳石壘ミタリ我菊池玉名ノ地ニハ劣レトモ東京近傍ノ地ヨリハ上等ナルヘシ然シ欧州中仏ヲ以テ上等ノ地トシ英孛ナトハ其產物ヲ仰クト云フ右地質剛キ故ニ其耕作ニハ我開拓団ニ見ル如キ農具ヲ用ヒ引クニ強壯ノ両馬ヲ用ユ此馬ハ一ノ良種ニテ其力大抵我農家ノ馬ニ倍スヘシ〔以下6丁裏〕当国ノ南地ハ葡萄クレイフニ富ミ北地ハ檜子ニ富ム一抵耕作ノ仕方ハ我農ニ比スレハ至テ疎略ナリ麦畝ナトハ悪草掩ヒ繁リ一度モ草取りナトハ為ヌ模様ナリ殊ニ畝アゼモナク唯平面ノ地ニ麦種ヲ蒔放シテ収納ヲ待ノミナリ故ニ麦ノ丈ケナトハ至テ少ク細シ其余ノ田畝モ同様ナリ尤シヤガタラ芋ノ耕作ハ造作モナキ仕方ナリ一人前ニ進ミ芋種ヲ地ニ蒔ケハ後ノ一人馬ヲ使ヒスキ犁ニテ土ヲカケルノミナリ麻ナトハ大サ僅ニ直毛筆位ニテ長サハ広次ノ頭ヲ掩フ葡萄ハ丈ケ一尺五寸或ハ二尺位ニテ一本ツ、木枝ヲ以テ之ヲ支ヘ其丈ヨリ上ニ出ル新芽ハ折取ルナリ大抵一尺或ハ二尺ノ距離ニ植付タリ多キハ一本フサ二十房モ累々タリ巴里近在ニハ

葡萄ノ耕作多クハ坂地ヲ用ユ斜下ノ地ナリ農夫ノ言ニ多ク日光ヲ〔以下7丁表〕受ル為ナリ同シ地ニ毎年同シ物ヲ造レハ地勢ヲ削クト云コトハ当国近世ノ發明ニテ政府ヨリ手ヲ就ケ一年ハ耕シ翌年ハ地ヲ休マセルコトニ説諭シタレトモ百姓等中〃承知セス先祖代々ヨリ左様ノコトハ無シナト申立シ由（全体仏ハ建国久シキヲ以テ民間ニハ種々ノ旧習アリテ新説新發明等ハ容易ク其耳ニ入ラス然ル訳ハ加都立宗ノ教弊多ニ居ル）近年尚一種ノ新説アリテ同シ地ニモ毎年植物ヲ変レハ地勢ヲ減セスト云コトヲ發明シ此レハ一〇民間ニモ施行スル由依テ今年ノ麦畝ハ来年ノ牧場ナリ殊ニ牧場ニハ多少牧畜ノ糞アル故ニ来年ノ肥シモ入ラヌ訳ナリ<sup>18</sup> 一休培養ニハ人糞ニテ制シタル石灰様ノモノヲ用ユ培養ハ大抵三年目ニ一度位ナリ日本ニテ考レハ西洋ノ村落ハ耕作収納何事モ一同ニテ働キ収納ナトハ器械ニテ造作モナク出来ル様想ルレトモ中々左様ナ訳ニハ至ラス尤モ亜米利加ノ民ハ遷移ノ民ナレハ共有ノ制多キ由ナレト仏ハ先祖代々ノ国ナレハ〔以下7丁裏〕一人一箇□ト我日本ノ民ナリ近年種々發明ノ器械アレトモ百姓等ハ誹謗シテ手モ就ケヌナリ尤モ北地ハ地廣ク人少キ故ニ往々此器械ヲ用ヒ人力ヲ減スト云右ノ地方ニハ人ヲ他國ニ備ヒ收納スル由広次散歩中時アリテハ一人ニテ数人前ノ収納シ日本ニテ善ク西洋ノ額ナトニテ見ル器械ナリ或ハ小サキ蒸氣器ニテ收納スルコトヲ見受タレトモ此等ハ皆ナ村内ニテモ昔ノ貴族トカ何トカニテ万金家ノ収納ナリ百姓ノ之ヲ見ルモノ立腹ノ模様ナリ<sup>19</sup> 然ル訳ハ又外ニ一理アリ当国ノ地ヲ計ルニ地主ノ数甚少シ北方ノ地ヲ除ク外所ニ依リテハ一村ニテ地主ハ三分ノ一或ハ四分ノ一ナリ其余ハ小作百姓ニテ収納ノ節ハ大百姓即チ村内ノ貴族或ハ金持チナリノ田ニ傭ハレ手伝シテ給金ヲ得ナリ然ルニ右ノ器械流行スレハ得分ナキ故ニ立腹スルナリ尤モ民間ニテ日本ノ百姓ニ似タルハ例ノ迷ヒナリ当国ノ農家婦女子ノ牧人ヲ畏ル猶我狐使ヒ同様ナリ病人アレハ曰牧人ノ乗移リタルナリ馬尻去レハ〔以下8丁表〕曰牧人巴里ノ外ニ在リテ呼タルナリ一日抱腹セシコトアリ広次驢馬ヲ借りテ一日野外ニ遊歩セリ驢輿ヲ脱シ麦畝ニ入り食ヲ求ム広次執エントスレハ驢奔ル遂ニ執ル能ハス幸ニ側ニ牧人アリテ羊群ヲ御セリ即チ彼ニ謀リ二人ニテ妨テ執ルコトヲ得タリ帰路村落ニ入り酒屋ノ老婦ニ語ル婦驚テ広次ニ勸ルニ婦テ衣服ヲ清浄ニシ神ニ祈祷スルコトヲ以テス曰驢ノ脱シタルハ牧人ノ所為ナリ彼又陰ニ君ニ一種ノ病ヲ与ヘタルヘシト其他古墳ノ祟リ辻堂ノ幽霊等ハ至ル所比々タリ○小作百姓ハ地主ノ田ヲ借り耕ス其制南北同シカラス南地ハ「メテイエー」ノ旧習アリテ地主ト小作百姓トノ間ハ借田ノ総高ヲ兩分シテ之ヲ取り田地ノ培養等ハ地主ノ任ナリ北地ニテハ毎年歳ノ豊凶ニ係ラス地券百分ノ三或ハ二半ヲ地主ニ納ム併シ培養年貢一切ノコトハ小作人ノ請ナリ田畝ノ年貢ハ地券十分ノ一ナリ其地券ノ定メ方ハ地質ノ優劣ニ從テ〔以下8丁裏〕五等ニ分ケ十五ヶ年ノ物成ヲ見認メ其中庸ヲ取り其中ヨリ培養其他一切耕作ノ費用ヲ差引キ残りノ高ヲ地券ト定

ム年貢ハ即チ其十分ノ一ナリ地券取調ハ第一ニ各郡ニ測量師アリテ地面ノ広狭ヲ測リ次テ邑会評議シテ地方ノ重立タル百姓五人ヲ撰ミ取調役トス<sup>内三人ハ其村居住外ノニ<sup>20</sup>人ハ他村ノ居住タルヘシ</sup> 其余ニ又五人ノ助役ヲ撰ム<sup>其住所ハ前ト同様</sup> 此調役等田地ノ豊饒年ノ豊凶<sup>十五ヶ年内</sup> 産物ノ多少其価等ヲ見立テ地券ヲ定ム終テ邑会ニ出ス邑会重立タル百姓ノ意見ヲ聞キ評議シテ県令ノ決議ヲ取り地券ノ調終ル今日ニ至リ地券調ヨリ数年ヲ歴タレハ地券ノ等級大ニ不適当ヲ生セリ○各邑ニーノ市場アリ定日ニハ諸方ヨリ産物ヲ持来リ穀類肉類牛酪鶏豚野菜或ハ小間物等ヲ連ネテ賑々敷模様ナリ此市ハ村落ニハ一周ニ一度町ニハ毎朝ナリ巴里ノ大市場ノ如キハ実ニ驚クヘシ夜ノ十二字過ヨリ巴里近在ノ百姓其産物ヲ持来リ市場ニ置ク芋山ヲ成シ〔以下9丁表〕菜岡ヲ成ス昼十二字頃ハ大抵寂然タリ一ヶ年市場ノ場所<sup>儲ニヨリ納ムルモノ</sup>トシテ政府ニ納マル高二百十八万七千二百両タリ市場<sup>村市ニテ其</sup>ニテ穀物ノ売捌ハ銘々ノ勝手ニハ出来ス一種売捌人アリテ之ヲ司トル故ニ百姓ノ穀物ヲ持来ル者ハ其住所姓名ヲ売捌任ニ与ヘ其事ヲ任セルナリ故ニ地券調ヘノトキナトハ市場ノ帳面等モ必用ノモノト云フナリ

田野ノ模様我ト異ナルモノハ

- 一 田地広大経界甚タ疎ニシテ絶テ我国ノ様ナル畔ヲ見ス一望スレハ□々殆経界ナキ如シ或ハ一片石ヲ立テ経界ヲ記スカ或ハ唯ニ植物ノ異ナルトニテ見分ル位ナリ併シ村落ニ側タル大百姓ノ牧場ハ繞スニ東京近在ノ田畔ニ植ル如キ長幹ノ樹ヲ用ユ<sup>当地ニテ之ヲ樅ト称ス</sup>
  - 二 当国ニハ我田野ノ如キ段々畝ナシ丘岡ハ其丘岡ナリニ一面耕作セリ依テ耕スニモ両馬以上ノ力ニ非レハ堪難キナリ<sup>仮令ヘハ今村土阿弥陀ノ上ノ段々畝ノ如キハ必ス一面ノ耕作ナリ</sup>〔以下9丁裏〕
  - 三 巴里ノ通路廣大ナリ大抵我赤星妙見道ニ三倍シ車馬二輛ヲ並フヘシ其他県道ノ如キハ我大津往還ノ体裁アリテ両側樅木ヲ植ヘリ道傍樹ヲ植ルコトハ四五百年前「シュリー」ト云宰相ノ人民交通ヲ盛ニシ交易ヲ起ス為メニ命令セシ其遺風ナリ其比ハ人民一時沸騰セシ由
  - 四 一抵当国ニテハ日本ノ如キ大樹木ナシ村落ニハ例ノ樅木アリテ圍繞スル殆ト我竹藪ナリ每家ノ周圍<sup>或ハ我農家ノ坪庭等</sup>ニハ檜子梨ノ属ヲ植エ羊鶏其間ニ住ス
  - 五 尤モ著シキハ牧野ナリ牧草青々深サ膝ヲ過ク半ハ刈リテ冬ニ具フ其刈跡ニモ多少草アル故ニ牧畜ス牧羊ハ見物スルニ尤モ面白シ両犬アリテ羊群ノ前後左右ヲ護シ他ノ田ニ入ラサラシム此牧犬ノ働キ実ニ驚クヘク容易ク筆頭ニ尽サス<sup>此犬ハ一種ノ犬ニテ我種ニ類ス</sup>
- 〔以下10丁表〕其他種々異ナルコトアルヘシ右ハ唯広次一見セシ記文ナリ

広次北地ニ住セル麻繩製造ノ頭取ニ懇意ナリ一日事ノ序ニ処ノ百姓ノ模様ヲ書翰ニテ尋シニ返詞セリ今其返詞ノ俚ヲ訳シテ茲ニ記ス

北地ハ田地分裂シテ広大ナラス依テ人民大抵田地ヲ所持スルヲ得タリ故ニ百家ノ村ナレハ八十家迄ハ地主ナリ其余ハ貧乏人ニテ家作モ所持セヌ位ナリ間ニハ家作及ヒ僅ノ地ヲ所持スル者アレト之レハ至テ稀ナリ此等ハ地主ノ田ヲ耕シ其余産ニテ生活ス併シ農具等モ兼テ所持セス故借料ヲ定メテ之ヲ大百姓即チ地主ノ類ヨリ借ルナリ其借田ハ大概二三「エクター」ナレハ何分生活シ兼ル故春秋ニハ大百姓ノ田地収納ニ備ハル其給金ハ収納ノ百分ノ八ナリ即チ百束ノ麦ナレハ八束ナリニ「エクター」ハ一万「メートル」<sup>四方</sup>冬ノ間ハ仕事ナキ故或ハ製造場ニ備ハレ或ハ木折或ハ家ノ作事等ニ備ハル村ノ大百姓ト称スル者ハ大概四「エクター」ヨリ百「エクター」ノ田ヲ所持スル農(以下10丁裏)夫ナリ大抵十「エクター」ノ田ヲ領スル者ハ十分ノ百姓ナリ此等ハ二馬二牛十五或ハ二十羊位ヲ所持シ其為メニ四「エクター」位ノ田ヲ牧野トセリ併シ山付ノ村ナレハ牧畜ヲ所持スルコト二倍三倍スヘシ○年貢ハ地券十分ノ一ナリ併シ地券調ヘヨリ年ヲ歴タレハ今日ハ沃地ヲ生シ年貢不公平ナリ○村内ノ入費ハ里道ノ扶請其他寺院及ヒ小学教師ノ給料ノ外更ニ入費ナシ戸長区会ハ一切無給金ナリ戸長区会其他身分取扱人等ハ当国<sup>ニテ名譽ノ役ト称シ無給金ナリ</sup>山付ノ村ニハ一村ニテ大分ノ田地ヲ有シ牧場ナトハ村民ノ共有ニテ甚富タル村アリ此等ノ村ニハ年々一万「フランク」<sup>五「フランク」  
我一両ニ当ル</sup>ノ得分ヲ有セル所アリ○二十頭ノ牛或ハ馬ヲ畜フニハ大抵二十「エクター」ヲ要ス其内十「エクター」ハ五月ヨリ十月中旬迄ニ具ヘ其余ハ刈テテ十月後ノ食料ニ具フ

後便ニハ欧州近日ノ景況ヲ可申上候尤魯ノ兵備追日盛ニシテ已ニ土ノ北境ニ逼ルノ勢ナリ其他ノ諸国和解ヲ務ム土ノ存亡ハ其秋ナリ  
広次出立ノ節伊倉叔父様ヨリ仏国ノ地質其他ノ模様等見聞ノ次第有之報ヘキ旨被仰付候間此一  
再ハ伊倉へ御廻シ被下度奉願候

(2) 木下広次より木下助之宛書簡 1876年7月22日

(封筒)

肥後伊倉

仏国

巴里府

木下助之様

木下広次

〔本文1枚目〕

一書拜呈仕候御全家皆々様益々御清福拜賀之至ニ奉存候本年五月東京ヨリノ御戻ニテ伝承仕候へハ本府民政上県会ヲ置キ県税ヲ上議スルノ主意ヨリシテ熊本ニテモ県会ヲ開キ殊ニ議長御務メノ由且ツ隆業ハ幹事ト承リ候得事以テ拜賀之コトニ奉存候創業ノコト故御繁多ト遙察仕候然ルニ右ハ東洋諸国政治上第一ノ慶事ニテ道理尤ト然ルヘキ筈ニ候処私ハ少シ疑惑ノ件之有之前書ノ外委細ノ事情□統致シ候ニ付質問□□上候趣ハ

今日県会ヲ開キタルハ明治政府ノ仁政ニ出テ人民ヲシテ政治ニ慣ハシムルニ出テタルカ將タ例ノ術策ニ出テタルカ考ルニ決シテ明治政府カ道理ニ基キ仁政ニ出タルトハ万々思ハレス即チ例ノ術策ニ出テタルト想像サレ候根元民会ナルモノハ行政官ヲ監督スル道具ナレハ行政官ニテハ大ニ嫌フヘキ筈ノモノニ候故ニ欧州ニテ文政ト呼ハレ候国ニテモ行政官己レノ意見ヲ立テ権力ヲ張ラント思フトキハ議論ヲ圧シ倒シ候其例ハ諸国二年々有之候然ルニ明治政府ノ有様ヲ見ルニ其聚合ノ君子ハ一箇ノ武人ノミニテ天下ノ道理ナトハ一切夢ニモ知り不申權謀術策ノ尤モ長スル者ハ互ニ称シテ名宰相トカ人傑トカ唱ヘ因循苟容ノ者指シテ実地家或ハ人オト喝ヘ来リ廟堂中遂ニ凡テ成シ候右ハ敢テ罵嘯ノ語ニテ無之実事ニ候唯々是迄ノ教育ノ定ラサルト東洋風俗ノ然ラシムル所ト又タ執權者ノ常情ニ候ヘハ指シテ天下ノ姦賊ト云フ訳ニハ無之実ハ無学ノ憐ムヘキ君子連中ニ候扱明治政府ハ即チ右ノ諸君子ノ聚合所ニテ其政府ハ何ノ訳ニテ今日迄存在シタルト尋ヌルニ乃チ維新ノ武力ヨリ外何モ一ツ人民ニ感シタルモノハ無之候然ルニ右ノ君子等今日ニ至リ稍々固着ノ念ヲ生シ我儘勝手ニシ度キ一念ヲ生シ殊ニ是迄ノ政治ハ余リ行キ過キ己ニ頭ヲツキ当テタル姿ニ立チ至リタレハ〔以下本文2枚目〕他ヨリ監督ナトノコトハ万々嫌フ訳ニ有之候依テ考ルニ民選議院ト云コトハ廟堂第一ノ禁物ニテ外面ニテハ人口ヲ塞ク為メニ尚早シト称シ候ヘ共内心ハ決シテ設立スルノ意無之ト奉存候全体尚早シノ論ハ道理モナキコトニテ論者ノ云フニハ人民未タ其度ニ至ラスト然レハ政府ノ人ハ其度ニ至レトモ人民ハ其度ニ至ラヌカ政府ノ君子モ人民モ他ヨリ見レハ同シ度ニ候殊ニ欧米各国ト比較シテ其度ヲ立ルトナラハ今日ノ政府ニテハ幾百年ヲ経ルトモ比較ノ度ハ立チ申間敷候国ハ其国ノ度アレハ何モ外国ノ度ニ比スルニハ及ハス候且ツ人民自ラ其財産ヲ支払ヲ監督スルニ何ノ一言モ有之ヘキヤ依テ尚早論ハ政府ノ口実ニテ真情ニハ無之ト確言致シ候然ルニ此節県会ヲ開キ候主意ハ民財ハ民人ニ謀ルノ主意ナルカ果シテ然ラハ国税モ民財ナリ全国ノ民人ニ謀ラサルヲ得サル道理ニ候夫レヲ差置キ単ニ県会ヲ立ルハ全ク術策ニ出テ政府無用ノ金額ヲ費シ己ニ進退窮リ民權ヲ名トシ上議ヲ口実トシ県税ノ名ヲ以テ人民ノ諸税ヲ増加スルノ主意ナルヘシ成ル程西洋諸国ニモ増税ト云

コトアリテ正租ノ外更ニ百分ニ付幾何ト取立テ候大抵百分ノ二ヨリ五位ニ止リ候然シ是レハ増税ノ定メ其高二限ルモ皆ナ代議院ノ議ニテ其議論ハ数週間喧嘩争論シテ定ムルモノナレハ決シテ一ニ執権者ノ私スル所ニテ無之候然ルニ日本ノ制規ハ未タ知り不申候へ共年額ヲ定ムルハ政府ノ特權ト被考候果シテ然ラハ後日不慮ノ難題ヲ来シ可申當時ノ人民ハ一ニ種謀者ノ術策中ニ生活スル様被思出道定ラス政府ノ為ス所何事モ悖戾致シ候様ニ存候苟モ国民タル者ハ見捨置ヘキ様アルカ或ハ身ヲ殺シテモ正理ニ挽回スヘキ本務ナルカ此ノ第二ヶ条ノ問題ハ我日本壯年学士ノ研窮スヘキコトト考ヘ候外国ニ至リ土耳某ナトノ零落ヲ見レハ益々適切ニ覚ヘ候

已上ハ前書外ニ在リ事情ニ通セス単ニ想像ヨリ起リシ疑問ニ候〔以下本文3枚目〕ヘハ若シ私考ヘ過シ候ナレハ此上モナキ慶事ニテ諸人万歳ヲ唱ヘ帝家ノ功德ヲ賛称致スヘク若シ適當致シ候ナレハ後日争乱ノ慘毒ニ計ルヘカラス候何ニシテモ後來国家ノ大計ヲ図リ人民ニ責任ヲ教ヘ其幸福ヲ得セシムルハ各人自治ニ如クハナク各人自治ハ即チ孔子ノ修徳曾子ノ三省ニ外ナラス候各人自治ノ基ハ各邑自治各県自治ニ之レ在リ候各邑自治ノ利害得失ハ已ニ歴史ニ昭シト之レ有リ候已ニ我日本今日尚僻地迄モ繁営ナルハ各処自治ノ功ニテ事後正理ニ基キ各邑自治致シ候ナレハ県令一人高名上ノ働キヨリモ人民銘々責任上ノ働キヲ生シ一物為ス所造ル所我カ物ニ候ヘハ働キノ成績ハ十倍致スヘク是迄ノ郡県治ハ県令カ人ノ物ヲ世話スルト各邑自治ニ相成候ヘハ銘々我物ヲ世話スル訳ニ相成リ候他人ノ田ヲ耕スト我田ヲ耕ストハ其成功ハ三歳ノ童子モ区別致スヘク候然レハ今日仮令ヒ口実ハ如何ニモセヨ幸ニ政府ヨリ県会ヲ開キ各県ノ精神ヲ活動スヘキモノヲ置キ候上ハ願ハク暗ニ各邑自治ノ目度ニ誘導致シ度若シ左迄進歩致サストモ後日国会ヲ起ス丈ケノ勢力ヲ与ヘ佳々国家大幸ノ基本ト致シ度候幸ニ赤心ヲ吐露スヘキ人ニシテ議長トナリ幹事トナリ候ヘハ広次ハ□□致シ候御見込ノ次第如何ニ候哉到底日本政府今日ノ有様ニテ運ヒ候ヘハ文明ハ差置キ独立モ覚束ナク考ヘ候人民ハ政治ニ慣レス然レハ之レヲ慣ハス方便ヲ立ツヘク候必定善ク覺ヘ可申候人民ヲ愚ト名称致シ候ハ実ハ愚ニナス訳ニ候然レハ人民ヲ愚ト唱ル政府ノ人ハ知識アル人カト問エハ誠ニ理屈ナキ赤子ニテ有之候現ニ私ハ当府ニテ博覽会ノ比大藏ノ大輔ノ行跡ヲ見候処当国高明ノ人物ト応客ノ主意ヨリ其功績ヲ誇ル等聞ク毎ニ汗ヲ流シ候(右ハ日本ニテ地祖改正ノ一条ニテ有之候)

隆業ニハ別ニ書状モ仕出不申候ヘハ何卒急度勉強致シ国民ノ本分ヲ尽シ呉候様被仰付被下度奉願候

文字或ハ過激ニ涉リ候テ不計候ヘ共広次ハ道理ト考ヘ候ニ付右ノ通り認上仕候

御家内様ヘモ別書状呈上仕ラス候間呉々宣敷被仰上被下度

弥八子モ成長致シ学業進歩ト遥察仕候

右迄单略如此御座候

七月廿二日

広次

助之様

注

- 1 第一高等学校寄宿寮『向陵史』（第一高等学校寄宿寮、1913年）、4頁。
- 2 『第一高等学校六十年史』第一高等学校、1939年、102頁-107頁。
- 3 関之『旧制第一高等学校の自治寄宿寮創設の経緯とその精神』（私家版、一九七八年三月）、寺崎昌男「自治寮制度成立史論—とくに木下広次とその二演説をめぐって—」（『旧制高等学校史研究』第20号、1979年4月25日、20頁-46頁）、宮坂広作『旧制高等学校史の研究 一高自治の成立と展開』（信山社、2001年）。
- 4 拙論「第一高等中学校寄宿舎自治制導入過程の再検討（その一）—木下広次赴任以前—」（『一八八〇年代教育史研究年報』第1号、2009年10月）、「第一高等中学校寄宿舎自治制導入過程の再検討（その二）—木下広次教頭就任の背景と就任当初の方針—」（『一八八〇年代教育史研究年報』第2号、2010年10月）、「第一高等中学校寄宿舎自治制導入過程の再検討（その三）—皆寄宿舎方針への文部省の対応とその背景—」（『一八八〇年代教育史研究年報』第3号、2011年10月）。
- 5 「資料解説・目録 木下広次関係史料」（『京都大学大学文書館研究紀要』第3号、2005年、79頁-127頁）。
- 6 木下真弘著・宮地正人校注『維新旧幕比較論』（岩波文庫、1993年）として復刻されている。
- 7 大久保泰甫「明治初期、パリ大学法学部日本人学生の留学記録(一) —司法省法学校生徒を中心として—」（『東京大学史紀要』第16号、1998年）において、パリのフランス国家文書館所蔵の史料を使って、パリ大学法学部における木下広次の登録記録や学業記録などが紹介されている。
- 8 玉名市立歴史博物館ころろピア『木下順二氏寄贈 木下家文書目録』（玉名市立歴史博物館ころろピア資料集成第2集、1999年）。
- 9 木下助之「後年要録」（『木下助之日記(一)』（玉名市立歴史博物館ころろピア資料集成第四

- 集、2001年、44頁)。
- 10 同前掲書、49頁。
  - 11 木下助之について本稿で述べる内容の一部は、『1880年代教育史研究会ニューズレター』に執筆した記事を書き改めたものである。「木下広次をめぐる人びと(1) 一木下助之について一」(『1880年代教育史研究会ニューズレター』第37号、2012年4月15日)、「木下広次をめぐる人びと(2) 一木下助之について(その2)一」(『1880年代教育史研究会ニューズレター』第38号、2012年7月15日)。
  - 12 森高清「木下助之 年譜」(前掲『木下助之日記(一)』7頁)。
  - 13 『史学雑誌』史学会、第118編第6号、2009年5月20日。
  - 14 木下初太郎と木下助之の日記は、原史料が熊本県立図書館に所蔵されている。助之の日記の一部が前掲『木下助之日記 一』と『木下助之日記 二』(玉名市立歴史博物館ころもピア資料集成第六集、2008年)で復刻されている。
  - 15 丹羽邦男「地主制創出の政治過程について」(歴史学研究会編『明治維新と地主制』岩波書店、1956年)。
  - 16 箕田勝彦「幕末期熊本藩における銃砲の製造(一)」(『歴史玉名』47、2002年)。
  - 17 冒頭に「此書ハ吉富ニうつしとらせ此許ニ残し置候間左様思召之上□被下へく候」という内容の付箋が付けられていた。吉富という人物については今のところ不明である。
  - 18 上余白に「人糞ヲ用ユルハ欧州中ニテ当国ノミノ由承ル」との書き込みあり。
  - 19 上部余白に「此小作百姓ノ使用スル器ハ大抵我農ニ均シ尤モ似タルハ<sup>フリコ</sup>振子ナリ」との書き込みあり。
  - 20 上部余白に「取調役ノ上ニハ租税監督使アリテ之レト謀ル」との書き込みあり。